

市県民税などの申告相談

1月1日現在で市内に在住している人は、3月15日までに平成17年度の所得を申告しなければなりません。申告された所得の内容は、国民健康保険税や介護保険料の算定にも利用します。申告しない場合、各種行政サービスが受けられなくなる場合もありますので、必ず申告してください。

今年も市県民税・国民健康保険税・介護保険料・所得税の申告相談時期を迎えました。期間は2月8日から3月15日までで、皆さんの利便性を考慮し合併前と同様、旧町域、行政区ごとに実施します。日程は、各戸にチラシを配布します。各戸にチラシを配布します。日程は、各戸にチラシを配布します。日程は、各戸にチラシを配布します。

◆**申告が必要な人**
平成18年1月1日現在、市内に住所を置き、次に該当する人です。
①平成17年中に所得のあった人(公的年金を受給している人を含む)。また、給与所得者については、次に該当する人です。
・勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
・勤務先で年末調整がされなかった人
・給与所得のほかに農業所得

申告相談時に必要なもの

申告に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○申告者名義の金融機関口座番号と口座届出印 ○事業所得者(営業、農業など)は、関係帳簿・経費の領収書など ○給与所得者と公的年金受給者は、源泉徴収票 ○医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書 ○社会保険料控除(国保税、国民年金など)を受けるときは、領収証書 ○生命保険料控除、損害保険料控除を受けるときは、支払保険料の証明書 ○住宅借入金等特別控除を受けるときは、登記簿謄本・住民票の写し・売買契約書・住宅購入等借入金の年末残高証明書・源泉徴収票 ○その他、収入経費が分かる書類
農業申告に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ○農協との取引明細書(売り上げと経費が分かる書類) ○収支を記載した関係帳簿、領収書など ○各種農業関係補助金などの証明書 ○農協以外に販売しているときは、売り上げが分かる書類 ○自家消費の農産物(米、野菜)の数量 ○農作業を受託しているときは、収入が分かる書類 ○肉用牛を販売したときは、売却証明書と経費が分かる書類

◆**総合受付の設置**
待ち時間の短縮と円滑に申告ができるよう、「総合受付」を設置します。総合受付では、証明書や収支計算書など、必要書類が整っているかを確認

◆**障害者控除**
身体障害者手帳などを交付されていない要介護者が、障害者控除を受けるためには、申告時に「障害者控除対象者認定書」が必要です。なお、

◆**医療費控除**
要介護者のおむつ代は医療費控除の対象になります。1年目は医師の証明書が必要ですが、2年目以降は市で証明書を発行します。

◆**証明料** 300円
◆**手続き**
○**交付** 1月23日(月)から ※土日祝日を除く
○**申請先** 各総合支所市民福祉課福祉係、または市民生活部介護保険課(南方庁舎)
○**必要なもの** 対象者の介護保険被保険者証
◆**問い合わせ**
市民生活部介護保険課
☎0220(58)2117
各総合支所市民福祉課

個人市民税が改正されます

平成18～19年度に実施される個人市民税の主な改正内容は別表1のとおりです。

今回改正される主な点は、65歳以上の人の非課税措置が18・19年度で段階的に廃止されることです。また、65歳以上の人の雑所得(公的年金など)の計算方法が、18年度から別表2のように見直されます。妻への均等割課税、定率減税の縮減は、段階的に実施されています。

◆**問い合わせ**
総務部税務課市民税係
☎0220(22)2163

別表2 65歳以上の雑所得(公的年金等)速算表	年金収入金額(A)	年金控除金額
	260万円以下	140万円
	260万円超460万円以下	(A)×25%+75万円
	460万円超820万円以下	(A)×15%+121万円
改正前	820万円超	(A)×5%+203万円
	年金収入金額(A)	年金控除金額
	330万円以下	120万円
	330万円超410万円以下	(A)×25%+37万5千円
改正後	410万円超770万円以下	(A)×15%+78万5千円
	770万円超	(A)×5%+155万5千円

別表1 年度別個人市民税の改正内容

年度	改正の内容
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ○妻に均等割が課税されます(均等割の3,000円が課税(17年度は1,500円)) ○定率減税が縮減されます(所得割額の7.5%相当額(限度額2万円)を減税(17年度は15%、限度額4万円)) ○老年者控除(48万円)が廃止されます ○65歳以上の人の公的年金等控除が見直されます。 <p>別表2のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○65歳以上の人の非課税措置が廃止されます。ただし、昭和15年1月2日以前生まれで所得が125万円以下の人は、所得割と均等割の合計の2/3を減額
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳以上の人の非課税措置が廃止されます。ただし、昭和15年1月2日以前生まれで所得が125万円以下の人は、所得割と均等割の合計の1/3を減額

税務署で所得税・消費税の確定申告が始まります。

□所得税の確定申告書は自分で書いてお早めに!

平成17年分所得税の確定申告が始まります。期限間近になると、税務署は大変混雑します。申告書は自分で書いて、早めに提出してください。

◆**期間** 2月16日(木)～3月15日(水)

◆申告書はインターネットを利用してパソコンでも作成できます。便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください!

◆**URL** <http://www.nta.go.jp/>

□納税は期限内に!

納期限までに納税されない場合は、延滞税が加算されます。延滞税は納期限の翌日から納付までの日数に応じて加算されるので、期限内に納付してください。

所得税の納税は、便利な「口座振替」をご利用ください。平成17年分確定納税額の振替日は4月20日(木)です。

□国税についての相談は「電話相談センター」へ!

県内の税務署または税務相談室に寄せられる、国税に関する質問や相談は、音声案内により「電話相談センター」へつなぎます。

◆**相談時間** 月～金曜日 午前9時～午後5時
※休日除く

詳しくは、佐沼税務署までお問い合わせください。

◆**問い合わせ** 佐沼税務署 ☎0220(22)2501

□消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告と納税は正しくお早めに!

消費税の課税事業者該当する個人事業者は、3月31日(金)までに平成17年分の「消費税及び地方消費税の確定申告書」を税務署に提出し、その税額を納付しなければなりません。口座振替を利用している場合の振替日は、4月27日(木)です。

◆平成17年分の課税事業者は次の人です。

- ・平成15年分の課税売上高が1千万円を超える人
- ・平成15年分の課税売上高が1千万円以下で、平成16年中までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している人

